

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 0 号

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表甑島地域医療体制整備基金の項中「診療所等」の次に「（設置予定の施設を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。